

平成11年 第3回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成11年 9月21日(火)

午後 1時38分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員		12 番	吉 田 俊 一	議 員
13 番	絵 内 勝 己	議 員				

2. 欠席議員 14 番 杉 本 邦 雄 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君
教育委員会 山 本 秀 雄 君
委 員 長

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	藤 間 武 君
財政課長	中 村 幸 雄 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	佐 藤 幸 一 君	健康福祉課長	松 田 剛 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	清 水 勝 之 君
旭寿園園長	高 儀 博 幸 君	デイサービスセンター長	半 田 昭 雄 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 久 本 博 美 君 次 長 金 子 幸 保 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 野 原 耕 二 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長） ご苦労様です。ただ今定足数に達しておりますので、これより 2 日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、2 番野議員、1 3 番絵内議員を指名致します。

(一般質問)

○議長（吉田好宏議長） 日程第 2、昨日に引き続き、町長に対する一般質問を行います。それでは 7 番、橋場議員。ゴミ問題 5 のイ、ロ、ハについて、質問して下さい。

○ 7 番（橋場 守議員） 7 番。中北空知地域ごみ処理広域化を進める首長の会合がもたれているんです。私は、ごみ問題は特に住民の協力がなければならない問題だと思うのです。それで、町長が変わったわけですけど、西田町長は本当に町民と共に話し合って行政を進めていくという事を力説されていますので、そういう立場から言うと、これまで進めてきたのは前町長なんですけども、これはやはり正しくないのではないかなと思うのです。ごみについては、これで計画で行くとまあ 1 日 1 0 0 t 以上のダイオキシンの処理という事、出さないという事を理由にして、1 日 1 0 0 t のごみを連続 2 4 時間燃やすという事になるんですが、実はこれは単に住民からの要求ではなくて、国の方の指導が大きいんですね。7 0 年代に作られた窯が、だいたいもう寿命が来始めてる、小型であったという事の中から、建て替えに向けて、国の方は大型化をせよという指導が国からある筈なんですよ。

それで、つい最近赤旗に出たんですが、厚生取引委員会がこのごみの大手メーカーの談合について問題があるという事で、警告が出されました。そして、その中にはこの談合をやっている大きなメーカーから、3 年間で自民党に 2 億 7 千万円政治献金されているのです。そのメーカー達が、ようするに小さいのではなく大型の炉を作っている会社達なんです。そのごみの関係の日本環境衛生工業会という会があるのですが、この工業会の会長は、元は自民党だったんですけども、今はいかクラブ代表の小沢たつおという人がなってい

るのです。福会長には、厚生省の環境衛生局長へて、あちこちを回って渡り歩いて今その役員になっているんですね。そういう厚生省関係の幹部が天下りしてきている会なんです。そういうところから、自民党に対して多額の政治献金が流れて、それで談合も含めて地域で広域化を進める経緯があるんです。ですから、私はやはりごみの問題はもっともっと町民と話し合って、どういうふうにして処理していくのかという事を相談して、方向を決めて行くというのが原則ではないかと思うのですが如何でしょうか。

それから、ダイオキシン問題が起きているんですが、ダイオキシンそのものは焼却炉から出るのではないのです。焼却炉で何を燃やしたかによってダイオキシンが発生するんですよ。だから問題は、焼却をダイオキシンの出る物を焼却しなければ良いわけですね。その辺りを我々はちょっとダイオキシンと言ったら、その窯の問題だと考えてしまうのですけど、違うと思うのです。ですから、これは問題解決というのはそういうダイオキシンを発生するものを作って販売した人達に、改修処理の責任を持たす必要があると思うのです。これは国のほうで決めてもらわなければならないのですが、その点にはどういうふう

に町長は考えておられるかお知らせ頂きたい。

広域化されますと、話によりますと深川近辺のこちらの側の市町村のやつは、一度中間に集めてそれから、今計画しているのは歌志内ということですがけれども、そこへ運んでいくというような経緯になる訳ですね、そうするとこれは当然経費がかかりますから料金の問題が浮かんでくるのではないかと思うのです。よその方の町、色んな所の状況を調査しましたら、料金を上げると不法投棄がすごく増えてくるのだそうです。やはり、何と言ってもごみを出さないように町民自身に本当に行政が話し合いを通じて、何度も何度もごみの問題で話をしないと、減量にならないと思うのです。そこで100t以上という事になると、もし集まらなければごみを出してくださいという事になるのです。こういう方向ではなくて、やはり自分の所で出たごみはやはり自分のところで処理すると、そのためにうんと減らそうじゃないかと、こういう方向が正しいのではないかと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）お答えさせて頂きたいと存じます。平成14年の12月以降におきましては、新たな廃棄物基準の適応を受けまして、現在使用している全ての既存焼却施設については、廃止する事になり、又、恒久対策を講じた施設でも整備が必要になってまいります。財政規模の小さな自治体では対応する事が難しいのではないかなとい

うふうに考えてございますし、また、国や道の指導もありまして住民負担を最小限にして、環境保全を図るという観点からも町長が行政報告の中でも申し上げましたとおり、ごみ処理広域化実施計画検討委員会というのを作りまして、この中で小型炉についてでも補助の対象になるというふうに国の考え方も変わってきておりますので、それらも含めまして、最善の方法を検討していただいている所でございます。内容についてはまだ示されておられません、報告があり次第議員の皆様にご報告申し上げてご協議頂きたいというふうに考えてございます。

それからごみの処理についてですが、ご指摘のとおり各自治体の責任で処理をするのが原則でございますが、新たに基準に基づく焼却施設、埋設施設等を整備するには膨大な費用が必要となりまして、財政的に規模の小さな私どものような町では非常に難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。2番目のダイオキシンでございますが、ご指摘のとおりダイオキシンは主に焼却される物の中から出ますので、出る物が無ければよろしいのですが、現状ではダイオキシン等出る物と出ない物とを分別して焼却することはちょっと不可能でございますので、焼却システムのダイオキシン等が出ないような施設で焼却する方が良いのではないかなあというふうに考えてございますし、また、その他の方法が無いかどうかにつきましても、検討させて頂いているところでございます。

次にごみの減量の問題でございますが、容器包装リサイクル法が平成12年度からスタート致します。これに合わせて北空知衛生施設組合におきましても、ごみの減量を含めまして検討している所でございますし、住民の皆さんに分別の手数があまりかからない方法と、それから経費が少ない方法という事で、色々と協議しておりまして10月中旬頃には一定の方向性が出せるものと思っておりますので、その節にはすぐ議員の皆様にご説明申し上げます、ご協議を賜わりたくよろしくお願いしたいと思います。

それから、料金についてですがこれはまだ出てございません。いくらぐらいなのか、とりあえず今出ているのはごみ処理計画の中のモデルケースとして、9ケース程ございましてその中で、試算しますと沼田町の負担額と致しましては年間3,450万円から6,270万円程度になるものと思っております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再一 町長にお伺いしたいんですが、この問題について議会で議論したことも無いはずで、住民には全く知らされないで、上の方だけでトップのところだけで、先に物事が進んでいるんですけれども、こういうのは住民が主人公という立場から

見ると、正しくないんじゃないかと思うんです。議会の方でも、殆ど分からないような状況だという事なんで、こういうやり方はやはり今後他の問題についてもやるべきでないと思うんですが如何でしょうか。なにしろ、今小さな炉にも国が補助金出すというような事になったようですけども、初めは大型でなかったら補助金出さないという事だったんですよ。つまりこういう献金があるものですから、そういうものでなければ補助金出さないということになると、自治体独自では補助金なしでは中々小さな物の出来ないからね、それで相当全国的に騒ぎになっているんですよ、それからこういう談合や独禁法に触れるような問題が出ましたので、国の方もちょっとこれはまずいなという事で、小さいやつにも補助金出すようになったと思うんですけれどもね、やはり地元で処理するというところに、この原則に国の方向が向くようにやはり自治体としては運動するべきだと思うんですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）いま課長の方から説明あった内容と重複するかもしれませんが、現状はそういう広域化検討協議会が進められている事は確かです。これは、私もその会合に1回か2回は出た事があるのですが、ようするにダイオキシンの問題が出まして、早急にその物の対応を進めなければならないという国の考え方もあった。それを受けて道が、道としての試案といいますかそれを出したところが、中北が1個所でいいだろう。さっき言いました100tで24時間という、そういう一定の基準でいくと単純にくくられるという事です。ただ、その経過と現在までの今の状況につきましては課長からありましたけども、参加している自治体が運搬距離の問題ですとか、何故その大型でなければ駄目なのか、今こういう技術が進歩している時代に、小型の物だっていくらかでも開発されるだろうという議論が相当出まして、その課程で道と色々なやり取りをしたんですが、道の姿勢は崩れなかったという事が現実なんです、今最近、やはり国自体が橋場議員さん言われたように小型でも補助しますよと変わってきましたので、これはやはり市町村からのそういう声が出て変わってきたんだと思うのですが、そういう姿勢になってきましたのでそれらをひっくるめて、それともうひとつは同じ管内で歌志内という市が、企業誘致の一環としてごみ処理の焼却施設を今やろうとしている。そのことと、一体経費がどれだけ違うのかという試算もいまやっていますので、そういう意味ではいろんな検討した結果を、今言われたように全く逆と言われれば逆だったかもしれません。急きょそういう事態が出てまいりましたので、そういう事態になったんだと思いますけど、私どもはその結果を議会に

も委員会で各課長の方から説明もさせて頂いていると思いますけども、そういうものを説明しながら、住民の皆さんにも理解を求めて行かなきゃならない。ただ現状の中で、その中北の中で1箇所そういうごみ焼却施設を作ったときに、たとえば幌加内町が指定された場所まで持っていけるかという問題もあったり、逆に中空知の方が北空知の方に持ってこれるかという問題。それから、現在の妹背牛にあります、北空知衛生施設組合の施設との関連問題。色々な問題がありますので、この辺は十分議会とも論議をしながら、一番良い方法で検討させていただきたいなというふうに思います。

それと、住民の皆さんの理解がなければ出来ないというのは、これは本当その通りだと思いますので、私ども今、妹背牛のごみ処理施設が12年から進めるリサイクルをひっくるめたごみ処理の関係が、ある程度事務段階で詰まりましたら、住民の皆さんの声を聞きましてその施設組合に反映し、北空知の中のごみ処理の大綱を決めて行きたい、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、原則は今申し上げましたように各自治体の責任で処理するというのが原則ですけども、それには余りにも費用が掛かるという事で、北空知の衛生施設組合もありますので、その施設組合の中に沼田として出来るだけごみを持ちこまないように、各家庭で処理できるものは各家庭で処理して頂くような、そういう住民の皆さんの理解を頂きながら、これは将来に渡って大変な問題になると思いますので、慎重にしかも住民の皆さんの意見を十分聞いて対応させて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再々ー ごみを減らすのには再利用、リサイクル、再使用という事を基本に国の方針としてやる必要があるのです。それから、電化製品だとかそういう物については、返したら代金を返してもらおう。こういうものを制度化することによって、メーカーに責任持たせるという方向がなければ、大型ごみやなんかの処理は出来なくなってくるのではないかと思います。それで私は、ごみの問題というのは本当に子供の教育上からも、社会道徳を身に付けるという上では、大変有意義のある教育の中身になると思うんですよ。驚きましたけども、5月に缶拾いをやりますよね、その時になんかぶよぶよしたものがあって、なんだろうなと思って開いてみたら、ビニール袋にですね缶から何か入っている中に、見たら紙オムツなんですよ。そういう物を道路にぶん投げた、親の子供が一体どんなふうになるのかと思ったら、ざわっとするよね。ですからひとつ、自治体としてごみの問題をもっと住民の中でやろう、議論する必要があるあのう減量のためにね、協

力を要請するね、そういう話し合いを持つ必要があると思うのです。それで、今度どうなるのか知りませんが、社協にはアルミ缶を持ってきてもらったら、それを運び出しているんですね。それが殆ど知られていないと思うのです。これらもやはり、広報でしょっちゅう知らせてここへ持っていけば缶は受け付けますよという事で、回収すれば良いと思うのですが全然それが、私も知らなかったです。分別、分別と言っているけど町は何もやっていない。どうしたんだろうなと思ったら、社協に持っていけば受け取ってくれるという事らしいんですね。そういう事はあまり町民に知られていないという事は、ごみ問題でもう少しPRする必要があるのではないかというふうに考えておりますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）先程橋場議員さんの答弁の中で、漏れておりましたけれども、販売者の責任という事はですね、これは町村会でも重要な課題のひとつだという事で、それぞれ国に対しても申し上げておりますし、そういう方向で変わっていくだろうと思います。それと、オムツの関係、私も一緒にごみ拾いしてましたので、私もびっくりしていましたが、それが1個でないですね2個、3個と道路縁に投げられている現状をみて本当に道德性が無いのかなという感じを受けました。私どもやはり、色々な行事に町の職員率先してというふうに言ってますけども、まさにこの空き缶拾いなんかは青年の若い人達が、率先して温泉までの両側の沿線を全部ごみ拾いをしていただける。これは新聞には載りませんが、管内に無いくらいの役場の職員自ら努力している例だと思いますので、今後ともそういうような社会道德の面ですね、是非進めて行きたいと思っておりますし、小中学校だとか幼稚園の協力も頂きながら、そういうものに多くの町民の皆さんが参加頂けるような体制をつくっていききたいと思います。〜〜〜きました、環境だとかごみ処理というのは大事だという事は私も十分受け止めてまして、機構改革の中でも環境を担当するところを設けておりますので、おそらく役場の庁舎の移転だとか色々あって具体的な展開ができなかったかと思いますが、今後はそれらを重点的に取上げながら、住民の皆さんと一緒にそういうものを考える体制が出来ていくだろうと期待をしておりますので、議員の皆さん方のご指導も頂きたいと思っております。宜しくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に橋場議員。緊急地域雇用特別交付金問題6のイ、ロについて質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）この大不況によって、季節労働者の人達は、沼田は幸いにして仕事があるのですが、都会の方では5月6月頃にはもう殆ど仕事がないと、休んでいる日と

働いている日とが前年度とは逆さまになったというような、そういう状況がありまして、大きな国に対しての雇用促進の運動などしまして、急きょ作られたのがこの緊急地域雇用特別交付金なんですけれども、これは本当に金額が少ないんです。それでこれはもっと増やさなければならないのですが、国のつまり逆立ちした税金の使い方を直させなければ、これは拡大できないのですけども、実はここに去年の12月4日にタカイノブオ法律事務所の所長さんがこれは、大企業の顧問弁護士なんですけど、この人が1年がかりで日本共産党の不破委員長の講演で、日本共産党は民間企業に何を期待し何を約束するのかという事でお話して下さいという事で、なんとかのじょうじょうの企業、その企業の社長さんだとか、人事担当、労務担当そういう人達や400人を前にして、お話をしたんですよ。その時に、アメリカの経済学者で会長をやった人の論文を紹介したんです。日本の資本家は、余りにも軌道を外れている、やはり自分達の儲けを社会に還元するということを全然していないという事で、お話をしただけで、この学者の先生はこう言っているんです。資本主義の世の中というのは必ずバブルが来る。そしてバブルがはじけてとこれを何回も繰り返して行くんだと言うのです。その時に、誰を救うかというのはその国の政治の大変大事な事だ。この人は、それはその破綻した企業を救済する事ではないというのです。バブルはじけたのは、見通しを誤ったりそれから余りにもひどいやり方をしすぎて失敗した訳ですから、この人たちを救う事ではないのだと、そうではなくて、バブルはじけたら銀行というのはこれは非難される立場なんですね、ところがそれを救うのではなくて、非難されるのを~~~~ない国民の所得や雇用・福祉を改善し向上させる事がより重要であると、それが政府の使命だからである。所得を消費に向かわせ、購買力を持続させて拡大したら景気は回復すると。そういう、ただ単なる善意で失敗したのではなく、実際にとんでもないやり方でやって失敗したところに、こんなもの救済すべきではないと言っているんです。そういう意味からいって、この緊急地域雇用特別交付金の拡大というのはまさに、銀行が潰れてもいいって言うんですよ、潰れてそれによって失業が出来たり、それから中小企業下請けなんかの倒産があったら、その人達を救うのが国の役目なんだと言っているんです。全く日本の国は、逆さまの事やっている。そういう意味でこの交付金、まず本当に小さいんですけどもできました。これをもっと、拡充させるためにひとつ町村会でもがんばって頂きたいと思うのです。それでですね、これ実は軽く見られて沼田町では、あまりきちっとやってなかったんですよ。私、道のほうから、これがあるからひとつ沼田町でも何かの計画を作って、道に要求しようという事になったんです。それで、係の方に聞いたら、

余り重視していなかったようなんです。これの要綱をみますと、非常に中身が悪いんです。土木建築などは駄目だと、それから6ヶ月以上雇用は駄目だということです。6ヶ月以内の雇用の者に限って、金を出す。出すといっても無制限に出す訳ではないのです。こんな事の中で、それでも色々と、例えば～～とうインターシップ事業だとか、シルバーサービスの振興会に委託して、介護専門学生やそういうのを養成するとかいろんな事が道から降りてきてます。その中で、森林・林業分野の検討事例というのが道の方からきています。間伐、下刈り、森林景観の整備と林道、歩道の周囲維持、修繕。登山道周辺の森林の美化だとか、こういうのがあります。これは3年でもう今年はそんなの出来ませんから、来年と再来年で計画を建てる訳なんです、沼田町にはなんぼきてるかね、全く少ないんですよ、こういう計画を建てたって事業出来るような額ではないはずなんです。北海道にきているのは百何億かなんです。だから、道としてそれに上乘せして、倍ぐらい上乘せしてもっと市町村に配分をなささいというのが私達、道に要求しているところなんです。ひとつ、これは折角こういう事がありますので、是非うちらの方でも計画を建てて、是非雇用を増やして頂きたいなと思います。ここで、公住の補修というのを出してありますが、実は旭町の公営住宅の人から電気がきれてしまって、ヒューズを入れるところの蓋を取りましたら、落ちたんだそうですよ。割れたんで、北電に電話をかけて「すいません、これ壊れたんで見て下さい」と言ったら、北電の職員が来まして、こんなやつまだ使っているんですか、今こんなの無いんですと言われ、たまたま自動車に自分の車に一つだけあったので、取り替えてもたったんだそうですよ。これはちょっと、もし外れて落ちてしまったら直す変わりが無いという話なんですね、そういうやつの修理にも電気屋さんで臨時の職員を使って、来年の早い時期に直すとか、そういう計画もひとつやってもらったら良いんじゃないかなと思います。それから、これも旭町の住宅なんですけども、ここは雪が多い所ですから当然そうなんですけども、玄関に入るところと土間に段差があるんです。それを、年取った人が大変だと思うので、スロープにしてドアは開けれなるから雪はしょっちゅう取らなきゃならないけれど、そういう改修をする事も老人の生活環境を良くするという事で、中に入ってますから、そういう事もひとつ計画してみても如何ですかと思います。それから、町有林を散策できる～～にするという事を、書きましたけども沼田の町有林のカラマツ林なんですけども、ここは笹藪なんです。私、それを植えたという人の聞きましたら、私もそうだろうと思ったから、一般の民地ですと1回ササを全部起こしてそこへ植林しているんですよ。ですから、落葉きのこも生えるんです。ところが、沼田町は町有林はそれ

をやらないで、木を植える回りだけをササ掘りまして植えた筈なんです。それをどうですかと聞いたら、実際に携わった人がおりましてそうやったと言っていました。これでは、それこそ町有林にあったって外からしか眺めれないんですよ。これに今高木使いませんから、落葉もあまり売れないのです。間伐をするということはここに載ってますから、間伐をしてそこへ、落葉樹を植えて、ササを1回起こすともう生えてこないんですよ。ただ、木を植えないどくと生えてきますけど、日陰になるとササは生えてこないという事になっていますので、小型のユンボでもってずっとササを剥がして、間伐をして、広葉樹林を植えておけば何年後には町有林に人が行って、散策をすることが出来るそういう林野が出来ます。北空知にはそういう所がないんです。南の方へ行って、千歳やあそこらへんの原生林に行きますと、木は植えさってますけど太い木があるけれども下はささ1本も無いんですよ。だから自由に散策して歩ける。そういう林を沼田町にひとつ作って頂きたいなと思うんですがどんなものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）私の方からお答えさせて頂きたいと存じます。この事業では、建具や職人が行う修繕だとか、大工さんがおこなう修繕。それから、建物の解体、重機を使用して行うしゅんせつや間伐、丸太を材料とした歩道整備だとか、こういった事業につきましては、建設土木事業の疑いがあるので実施すべきでないものとして事務連絡を受けてございます。私どもの方は、各課と協議致しまして、平成11年度分としまして、農業委員会の所管になります農家台帳の電算化を図るべく、実施希望事業調査票を提出し、事業額の内内示を受けているところでございます。他の町村からも多数上がっていたんですが、こういう縛りがありまして、空知管内27市町村中8市町でもって、この事業の内内示を受けたという事でございまして、北空知管内では沼田町だけが対象となっているという所でございます。

それと、この事業なんですけれども、橋場先生もおっしゃってたように、間口が大変狭いんです。非常に。これは良いと思ったら、それについては駄目だとか、建設事業にあたるとか、それでなければ今までお宅の町で何らかの事業費を付けて事業をやっているから、それについては該当しないとか、そういう縛りがたくさんありまして、大変間口が狭くなってございます。また、雇用期間も6ヶ月と限られているものですから、私ども担当課と致しましては対象事業の間口が拡大されて、期間も長くなれば良いなあとそのように考えてございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）なんぼお金来ているのか、ちょっと言ってなかったんですよ。あのね、その通りなんですよ、間口狭いんです。でもね、学校の修理やなんかは良いんですよ。今まで、これまで継続事業でやっているのは駄目だけど、改めてこの環境を良くするためにちょっと直したいとかというのは、出きるんですよ。その大事なことは、間口狭いから市町村から、冗談でないこんなの使い物にならない、もっと良くせよという事を意見としてどんどん述べていかないと、上から言ってきて間口狭くてだめなんです。それでへっこんだったら、絶対拡大しませんから、我々今、それを要求しているんですよ。ひとつ市町村でも町でも、そういう事を言ってほしいんです。ここには狭くなっているけども、我々はもっとこう言う事をやらしてくれと要求してほしいのと、それから沼田町にはいくら配分なっていますか。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）はい、沼田町の配分額ですが、平成13年度までの3年間で520万円でございます。

○7番（橋場 守議員）そういう事を要求しておいて、いいです。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。それでは、8番、大沼議員。すずらん商標登録問題1のイ、ロ、ハについて質問して下さい。

○8番（大沼恒雄議員）8番大沼です。すずらんの商標登録問題について質問させていただきます。昨今、まだまだ世の中の景気があまり良くない中で、金も1万円1,000円を切ったような状態の中で、沼田町におきましては、4月から始まったすずらんのロケ、これによって30万人の観光客を迎える事が出来たと、また町内ボランティアの皆さんのご協力を頂いたという事に心から厚くお礼をしたいという事の中で、町長の行政執行方針の中にも書かれてございました、たまたま明日萌の里を中心としたこれからの観光の一層の振興を図っていくという事でございますけども、例えば層雲峡がありますけども私どもから見ますと、層雲峡は決して隣の町ではないんですけども、層雲峡に行ったお客様が実は明日萌というのは隣だよと、家でも明日萌の饅頭を売っているよとか、そういう話を最近非常に聞く機会が多くなりました。それだけNHKのすずらんというものが浸透してきているのではないのかなと思います。しかしながら、一方で一生懸命努力していながら、片方の方では沼田の明日萌、これをなんとか利用して商売をしようとしているやからという悪いんですけど、そういう人達もいるという事の中で、明日萌の里それから萌ちゃんの丘、すずらんのロゴマーク、色々考えれるものがあると思うんですけども、これを商標登録、

個人で持つのではなくて沼田町で持つては如何でしょうかというのが、まず1点目です。それから、明日萌の関係におきまして色々個人、企業これが明日萌の商品開発、色々やっております。ところがやってはいるんだけど、売れる物売れない物、これも様々で、それは好き好きでやっているんだと言えればそれまでなんですが、実質作るまでの過程、これでプランニングが出来た時に、町としてその開発に支援していただく気があるのかどうか、お答え下さい。

それから、明日萌の里、明日萌の丘ですね、あそこ600万程かけて駐車場の整備したんですが、これも一層の事すずらん、たとえば回りにすずらんを植えて環境整備をするとか、いろんな考え方がございますと思います。それでこれを今後、明日萌の里の環境整備それからすずらんの丘の環境整備、その辺を今後どのように考えていくのかお答え下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）ご質問にお答えしたいと思いますが、まずすずらんの商標登録の件でございます。1点目の商標登録の件でございますけれども、すずらんのロゴマークについては、もうたぶんNHKの方でそういう登録がされていると思います。ただ、すずらんのロゴマークを使った商品を販売する場合には、使用料として3%くらい皆さん納められながら、それを使われていると思います。また、明日萌の里という名称につきましてはこれは沿線協議会、これは深川から留萌まで、それを総称して明日萌の里という事になってございまして、沼田だけではないようでございますので、これらも、沿線協議会でまた協議をしながら、そういう扱いが出来るかどうか検討していかなきゃならない部分だと思っております。いずれに致しましても、明日萌の丘も含めまして、これらについては十分検討して行きたいと思っておりますけれども、ただ商品に関する物なのかまた、ロゴマークの登録なのか、この辺についても十分検討致しまして対処してまいりたいと考えてございます。

2点目の、明日萌のグッズ開発の支援の関係でございますけれども、これらについては非常に難しい面があるかと思います。開発の支援という事でございますけれども、その開発の内容、例えばなんでもかんでも明日萌、或はすずらん、名称を付けて商品化したものに支援をしてくれという事になりますと、その辺の仕分けが非常に難しくなってくるのではないかと、これらについても十分理事者と協議致しまして、どの範疇であれば出来るのか、この辺も検討させて頂きたいと考えてございます。

3点目の、明日萌の里の環境整備でございますけれども、町といたしましても、もう本

年度約30万以上、現況では約38万ぐらいという話を担当から聞いてございますが、これだけの観光客を迎えたというのは過去ないような状況になってございます。この観光資源を来年に向けて、どう生かしていくかという事を今検討している所でございまして、今年度、土と水保全モデル事業、これ道の支援事業でございすけれども、基金の運用益を使いまして国と道で、この地域の活性化に向けて、構想を立てて頂けるという事になってございます。これは来月の7日にまず検討委員会の先生方が現地に入りまして、地域を見まして、その後また現地を見た後、地域の皆さんと色々な協議をして地域の問題等を把握をしながら、こういう開発をしたらいいという1冊の本にまとめてくれるような事になってございます。これらも参項にしながら来年もまた、観光客が大勢導入出来るような明日萌の丘から、恵比島の明日萌の駅、それから幌新温泉にかけて、一体化を整備する構想を参項にして今後検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一 成る程、そうするとそれは是非沼田の商店街、商工会、観光協会も含めまして検討して頂いて、より良いものにして頂きたいと思います。それと、2点目の開発の支援については、それは何でもかんでもは確かに大変なんで、仕分けするのも大変だと思うのですが、一応町として支援するつもりがあるのであれば、これは何でもかんでも受けてみると、それでこれは商品化出来るか出来ないかそれから考えても良いのではないかなという判断もあると思うので、その辺も再度含めて検討してみて下さい。それから、すずらんのロゴマークの関係については、使用料の3%はこれは、10月の2日のたしか、すずらんが放映されている中だけでの話だと思います。放映が終わってしまったら、この3%のロゴマークの形というのは無い筈ですから、無い筈ですから、課長。これは、できれば10月2日すずらんが終わったらすぐ、すずらんのマークの商標登録を沼田町に譲って頂きたいという事は、もう交渉して頂いた方が良くと思います。それと、さっきの協議会の話は、確かにそうなんですけども、あくまで沼田町の恵比島地区が舞台となってやってる事なんで、沼田町が一生懸命がんばってやって頂ければなあというのはありますね。それと、来年SLが走りますよね、それで沼田が聞くとところによるとあまし止まっていないんですよ。乗車できないんですよ。沼田から。沼田駅では止まっていないんでしょう。だから、これもダイヤの関係があると思うんですも、来年SLが走るという事の中で、出来ればダイヤ、沼田の駅に止まる様に話をして頂いて、料金の事については深川・留萌間の料金でもいいのではないかなという話もありますけども、そういった

面も含めて検討して頂きたいと思います。これは、もうやって頂きたいと思います。実際にね、沼田から乗るのに深川まで行って乗るっていう話はないんで、ＪＲさんと話してやってみて相談されたいと思います。

今のそういった関係の中で、とりあえずこちらの方からの提言になりますけども、すずらのロゴマークそれから考えれる商標登録は是非とも、これ個人でやっちゃいますと、３０万から５０万ほどで出来るそうです。それをやっちゃいますと、他のお店屋さんといえますか、お菓子だとか何だとか全部使えなくなっちゃいますから、これはやはり沼田町で押さえて、沼田の商店街、観光協会に使わせる。それから、よそで使う分においては、やはり使用料をきちっと頂く。そういった形で進めて頂きたいと思います。それについて、町長お答え願います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）１点目の、ロゴマークの関係は、ちょっと私どもの勉強不足で、放映が終わったら権利が無くなるというお話もありますので、十分調査をしてみたいと思いますし、勿論、明日萌の里、萌の丘についても、今後とも引き続きそういう振興を図るとすれば必要なマークでございますから、どういう手立てが良いのかちょっと勉強させて下さい。担当の課の方で早急に調べて、対応させて頂きたいと思います。それから、開発の支援については、それぞれ当初予算の中にも、それぞれ支援をする制度がありますので、その中で申請を頂ければ、ご相談頂ければ、それぞれ対象になるかどうかという判断は別ですけども、検討させて頂きたいと思います。やはり、何でもかんでもというのは中々難しいと思いますので、これは本当に萌の里といいますか、明日萌駅にふさわしい商品だという価値観がなければ、中々難しいと思いますので、しかもその中で個人でそういう物を開発して、そうとうの利益を上げている場合もありますので、その利益が上がっている所にまで町の助成をするというのは難しいでしょうから、その辺は収支の状況だとかを出していただきながら、検討させて頂きたいと思います。

最後の環境の整備については、課長の方からありましたけども、今言っている中山間の事業でいきますと１年間丁度ブランクが空いてしまう格好になるんですね、そうすると折角今の部分が来年になって１年空くと、これは大変な結果にも終わりがねないという懸念もありますので、私どもとしてはその１年間の間にとにかく、前にも申し上げたかもしれませんが、北竜のひまわり、秩父別のローズガーデン。それと沼田の何か花をです、牧場との問題もありますけども、あの萌の丘周辺にすずらではなくて、全体からこちら

の方から見た時に、あそこに何か変わった花がありそうだという感じ、綺麗な所がありそうだという感じが分かるような状態にして、客の誘導を図って明日萌駅に誘導する、それから幌新温泉に誘導するという方策をなんとしてでもやらなければならないと思っております。そのために、今若干、恵比島地区の用地の問題ですとか、或は古い建物の買収の問題ですとか色々ありますので、それらは十分内部で検討して詰めた段階で、また各委員会に報告をさせて頂きまして、来年当初予算で政策的に恵比島の地域をどうするか、そういう事もまた考えていかなければならないと思います。それにしても、町単独では中々そういう事は難しいと思いますので、恵比島・幌新地区の出来ればあの地域に振興会といいですか、明日萌の里振興協議会みたいなものを仮称ですけども作って頂いて、その現場の人達との十分協議をしながら観光協会とも詰めながら、将来に渡って明日萌といいますか、あの地域を振興できるような方策をなんとしても考えていきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再々ー 明日萌については10月の2日で放送終わりますけども、これからとにかく38万人ですか、課長言われたように38万人の観光客が入ったという事は、これから将来沼田としては絶対大事にしていかなければならないものだと思いますので、十二分にご検討頂いて、良い物にして頂きたいと思います。また、反面恵比島地区の方々が、来る観光客の人に非常に迷惑をしているという部分もあるので、その辺もご配慮頂いた中で、今後のすずらんこれを大事にして頂ければと思います。

次、役場の庁舎禁煙の問題について、移りたいと思います。そういった、色んな関係の中から、今回の役場の庁舎が3億8千万程かけて庁舎改修が出来、大変素晴らしい物になったとは思いますが、たまたま庁舎改修後、殆ど全面禁煙だと思うんですが、これは何故全面的な禁煙にしたのか、お尋ねしたいと思います。この件については、私が思うのは健康福祉センター、これがたとえば全面禁煙それから、タバコを吸う側で言えば、例えばタバコの吸えない所ではタバコを吸うという事は、どうしてもならないんですけどね 例えば病院、そういった環境の所では吸わないんですけども、私役場の庁舎がどうして禁煙なのかという事に対して、非常に疑問に思います。それで、庁舎の改修後、全面禁煙になったのが何故なのかこの理由をまずお尋ね致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、助役。

○助役（市橋忠晴助役）それじゃ、私の方からお答えしたいと思いますけども、今、大沼議員さん方から、庁舎改修云々という事で話ありましたけれども、庁舎改修以前につきま

しても、議場は勿論ですけれども、各会議室等につきまして、指定した場所につきましては全て禁煙という処置を従前からとっております。ただ、タバコを吸う方という、愛煙家のためにもですね、そういう場合におきましても会議が長引くように場合につきましては、休憩時間等を早めにとりながら指定された場所でタバコを吸うという事で、従前もやっていた訳でございます。今、ご指摘ありましたように、今回、健康福祉総合センターが出来たという事で、これはあくまでも健康増進、そういう目的の本拠地でございますので、これを機にアイ・アム・禁煙という事ではございませんので、また、庁舎もそれに隣接をしているという事で、今、禁煙ということじゃなくして、あくまでも分煙という事で、保健所あたりも分煙ということで指導しておりますけれども、指定された箇所で飲んでいただきたいという事で、役場の庁舎につきましても入って頂きましたら、所定の場所でお飲み下さいという事で記載してございますけれども、現在4ヶ所ほど指定をしております。ただ、今、作業中というような事で、そういうコーナ一的なものというものでまだ、看板等が不足している場合もございますので、それらにつきましてはちょっと見づらい場合がありますけれども、あくまでも分煙という形ですね、これは健康福祉総合センター或は、役場庁舎も含めてそういう形をとっているという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一分煙という事なんですけれども、健康福祉センターについては、これは禁煙でも全面禁煙でもある程度、ご協力下さいという事については、それは意味は分かります。ただ、庁舎内については役場の庁舎というのはあくまで、役場の町職員のものではありません。これは町民のものです。そうですね、助役違いますか。僕はそう思いますよ。そうなった時に、タバコの吸わない側、吸う側それはお互いに権利があると思います。たしかに、タバコの吸わない人から見ると、タバコの吸う人は煙たくて迷惑だし臭い。これも分かります。でも、タバコの吸う人も、モラルとかマナーはあるんですよ。どこにでもタバコを吸って、タバコを投げる訳ではないんですよ。それから、庁舎というのは、一般の町民の方が来ます。来ますね。来た時に、役場の例えば委任状でも、委嘱状でもなんでもいいですよ、そういった人を呼んで、例えば報酬をやっているから、あんたここでタバコ吸ったら駄目だ。それは誰が決めたんですか、誰が決めれるんですか。それは、僕は押し付けだと思いますよ。昨日橋場議員の方から、教育長に日の丸と、君が代国歌の問題出ましたけれども、これと同じ押し付けだと思うんですよ、だから出来れば、その禁煙の表示ありますよね、庁舎の禁煙の表示ね、あれ禁煙のマーク付けて、庁舎内は

禁煙です。ご協力下さい。言葉としては良いけど、これはねタバコの吸う側にしたら、非常に押し付けだと思えますよ。ただ、タバコの吸わない場所でこれは吸っちゃあ駄目ですよと、これくらいのマナー皆さんあります。それから、国で言うと例えば自衛隊さんは、デスクワーク、デスクワークは職員さんですから、これはあくまでデスクワークの中で、禁煙タイムを作るとかタバコを吸わないとか、そういった打ち合わせ事項というのは、それは職員さんでやっていただいて結構だと思うんですよ、だけど町民の皆さんが来た時に、やあ課長どうですかと、こういう話があります例えば20分、30分ってなる時に、タバコを吸いたくても吸えない訳ですよ、そうすると課長引っ張り出して、例えば喫煙室まで行ってお話出来るんですか。そうすると私は、そこに応接セットありますよね、応接セットでお茶出ますよね、これも嗜好品のひとつです。タバコほど臭くはないけども、という事になるんですが、何故来たお客さんに、来客されたお客さんにタバコを吸う吸わない決めつけしないで、タバコを吸うか吸わないか、灰皿のひとつくらい用意したっていいんじゃないですかと、そういう事を言いたいんです。タバコの吸う側にしたら、理屈は一杯あるんですよ、どちらかというと、タバコ地方税ですね、例えば年間で2,500万ありますね、タバコは地元で買いましょうとキャッチフレーズありますよね、たばこを吸う人にとってみれば沼田の町内で一生懸命タバコを買ってよそ行って、タバコ買わないようにしているんですよ、そういう人何人もいますよ。これは沼田の町のためだと、だけどいきなり庁舎が出来て禁煙です。庁舎が綺麗になったから禁煙です。これはないんじゃないかという声も実際あるんです。これは押し付けだと、ごり押しだと、なんか沼田の役場の職員何かおかしい方向に考えているんじゃないですか、こういう声もありますよ現実には、だから職員さんの中で禁煙するのは、これは禁煙タイム作ろうが禁煙しようが良いと思います。それは皆さんの自主的な考えですから、ただ来客した人にまであそこの場所でタバコを吸いなさいという考え方は、多少なりとも緩和したほうがいいんじゃないですかと言っているんですけれども助役いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）助役。

○助役（市橋忠晴助役）今、大沼議員さんの方からご指摘ありましたように、当然役場庁舎というのはこれは町民の物でございまして、それらは十分我々も承知しておりますし、そういう対応もしております。ただ、タバコの害というのは、あくまでも吸う方だけが害を与えるということではなくして、やはり吸わない方がそばにいて、タバコを吸う、煙を吸うという事これが一番、健康に害だという事は、医学的にも証明されておりますし、そ

ういう事もご存知だと思います。それで今、大沼議員さんおっしゃったように、役場に入りましたら、禁煙ですというあれは、その下よく読んで頂きますと、禁煙ですし所定の場所でお飲み下さいという事で書いておりますので、例えば今のＪＲもそうですし、国内線のだいたい飛行機につきましては、全て禁煙ということ、そういう処置になっておりますので、これは時代の流れという事で、そういう事で所定の中で飲んでいただきたいという事でございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、８番。

○８番（大沼恒雄議員）一再ター 助役分かるんですよ、言ってる事はね、ただね私はね、その健康福祉センターはいいんだと、ただ庁舎内のタバコの吸う所を決めてもいいんです。分煙しても良いんです。ただ、各課長のデスクの、各課に応接セットありますね、その辺くらいで来客したお客さんにタバコを吸っていただく位の配慮があってもいいんじゃないかと言っているんです。そういう事を言っているんです。確かに、飛行機あちこち禁煙になっていますよ、だけどコロンプスの卵の話をしたい訳じゃないんですよ僕は、例えばじゃあ、それだけ悪い物だったら何故国が売っているんですかと、日本タバコ産業、昔の専売公社、これはどうやって専売公社なりたって来たんですか、そういう話をしたい訳じゃないんです。それはコロンプスの卵ですから、沼田町がいいですか、沼田町がタバコ地方税これをいらない、沼田町の町内でもタバコを売らない、これくらいきちっと考え方があるんだったらいいですよ逆に。だけど、そういう考え方にはならないでしょう。これはもう、国がやっている事ですから、国が認めているんですから、ただ健康の為にタバコの吸いすぎに注意しましょう。それから、まわりの人はタバコの匂いで迷惑ですよと、ふくりゅうえんですよ、俗に言うね。それで、ふくりゅうえんが体に悪いって事も皆さん承知なんですよ、だけど吸ってる人は、それも承知で吸っているのも事実なんですよ。やっぱりみんな沼田町の為に少しでもがんばろうと思って、タバコ吸ってる人もいますよ。僕なんかそうですよ、橋場さん、笑うけど。だから、そういった意味では、コロンプスの卵の話をしたいじゃなくて、できれば健康福祉センターの方は別として、職員さん達の態度も別にして、出れば来た、来町されたお客様に対しては、例えば町長室、助役室、国会議員の先生だとか道議会議員の先生来ますよね、タバコ吸う先生方まだいらっしゃいますよ、こういった人達がタバコ吸いたいと言った時に、じゃあ、そちらへどうぞとやるんですか。そこまで出来れば良いと思いますよ。逆にこれは町民で、まああんな、お願いに来たんだから、あんなここでタバコ吸うの我慢しなさいって、その辺も含めて緩

和として、緩和として分煙場所をもうちょっと増やして頂けたら、もうちょっと町民の皆さんが本当に役場きても、役場の職員も町民のために健康も考えているけども、まあ俺がここで吸う事も許してくれるんだなあと、そんな気持ちになると思うんですけども、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）休憩します。

14時36分 休憩

○議長（吉田好宏議長）再開致します。

14時41分 再開

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今、出ている話の中で尽きると思いますけども、やはりこれは現在の問題でなくて、将来に渡って私どもが健康を維持していかなきゃならないと考えた時、一時期そういうつらい面というのは確かにあろうかと思います。職員の中から確かにそういう声があるんだと思いますけども、それはその人自身をいじめるのではなく、その人の健康を思って分煙の措置をとっているというふうに理解をして頂きたい。その方がもしそういう意見であれば、自分の位置に変えて、もし喫煙をするとその子供達から家族の皆さんにやはり迷惑をかけている訳です。ですけども、自分とこの親父だからということで、おそらく我慢してますけども、もうちょっと時代が変わっていくと、おそらくお父さんタバコ吸うときには玄関先に行ってやって下さいというような時代がおそらく来ると思うのです。私どもそういう時代を先取りしながら、住民の皆さんにきちっとそういう事を理解を頂いて、そういうものを進めていく義務といいますか、役割があると思いますので、その辺をご理解頂きたいというふうに思います。

北空知管内でも、深川市はもうすでに何年も前からそういう措置をとっていますし、北竜も庁舎を直して出来上がりますと、おそらくそういう状態になると言っていますから、この管内はやはり沼田町がやった事によって、秩父別、北竜とまたずっと影響していっておそらく同じような措置になると思いますので、どうぞ大変な事だろうと思います。私も、一時は40本くらい吸っていましたので、そういうあれは分かりますけども、是非ともご協力頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。それでは、以上で町長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般誌質問を終了致します。それでは、希望がございましたので、3時まで休憩を致します。

14時44分 休憩

○議長（吉田好宏議長）再開致します。

15時01分 再開

（一般議案）

○議長（吉田好宏議長）日程第3、認定第3号。平成10年度北空知伝染病隔離病舎組合歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）認定第3号。平成10年度北空知伝染病隔離病舎組合の歳入歳出決算認定について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成10年度北空知伝染病隔離病舎組合歳入歳出決算を監査委員の意見書を付して報告し、認定を求める。平成11年9月20日提出。沼田町長。これにつきましては、先般の3月4日から開催されました、第1回定例会に報告致しました、北空知伝染病隔離病舎組合を3月をもって解散をしたところによる、清算後の認定報告であります。後ほど、別冊平成10年度北空知伝染病隔離病舎組合の歳入歳出決算書をご覧下さい。宜しくご審議下さるようお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）次に監査委員の、決算審査報告を求めます。監査委員。

○監査委員（山田英次監査委員）岩寺監査委員さんが、所用で欠席されておりますので、私の方から報告させて頂きたいと思います。平成10年度北空知伝染病隔離病舎組合歳入歳出決算審査の意見について、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、平成10年度北空知伝染病隔離病舎組合会計歳入歳出決算審査をしたので、別紙のとおり意見書を提出する。

（以下、決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮りします。認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第４、承認第８号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長）承認第８号。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成１１年９月２０日提出。沼田町長です。１頁めくって頂きたいと思います。

（以下、専決処分書と別冊の平成１１年度沼田町一般会計補正予算、専決第３号を朗読）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。承認第８号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第５、議案第４７号。沼田町社会福祉センター条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）議案第４７号。沼田町社会福祉センター条例を廃止する条例について、沼田町社会福祉センター条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成１１年９月２０日提出。沼田町長。今回、新しく沼田町健康福祉総合センターが完成しましたので、廃止するものであります。現在あります、社会福祉センターの人については、議案第４８号にありますので、割愛をさせていただきます。よろしくご審議下さるよう、お願いを致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１１番。

○１１番（谷口清治議員）この条例については、反対ではありませんけれども、例えば、１町内、東も西もそうだと思いますけども、この福祉センターを会議に使っているのです。町内会の行事或はいろんな打ち合わせの中で、その場合は、町はどういうふうに考えているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○議長（吉田好宏議長）福祉センターの廃止に伴いまして、その地域或は福祉団体の利用等についてはですね、それぞれ町民会館或は、役場のところに出来ました、健康福祉総合センターそれから、今後できると思われまします生涯学習センター、これらの施設を利用して活用頂ければというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）１１番。

○１１番（谷口清治議員）一再一 これは、設備が完成した場合、そういう事で生涯教育センターあるいはという事の中で、気楽につかわして頂くという条件だと思いますけども、そこまでの間、やはり現役場の設備を無条件に、気楽に貸して頂けるようなお答えが頂きたいと思うのですけれども、その点どうですか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）現在、公民館がこういう今のような状況になっておりますので、町民会館がそういう代替の施設という事で、無料でいま開放しておりますので、そちらの方をご利用戴きたいと思います。特に、昨日もご質問ありましたけども、例えば福祉ですとか、保健ですとかという、そういう分野の従来の福祉センターの役割というのはあると思いますので、そういう分野の例えば、介護等に使い場合についてはですね、従来どおり下の方といいますか、健康福祉総合センターをご利用いただく事は、設置の目的から違反しない事になりますのでそれは、かまわないと思いますが、町内的なものについては、現状そういうような事で、町民会館をご利用戴きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第47号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第48号。沼田町化石館設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（金子幸保次長）議案第48号。沼田町化石館設置条例について、沼田町化石館設置条例を別紙のとおり提出する。

平成11年9月20日提出。沼田町長。次の頁をお開き戴きたいと思います。

（以下、沼田町化石館設置条例朗読）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（野 道夫議員）2番です。只今の説明の中で、第1条で、沼田町から産出する貴重な化石資料の収集という事で、書いてありますけども、沼田町で今まで、小平とか色々な所から持ってきたやつを、いろいろレプリカというのをしていますけども、それらをするためにはやはり、沼田町から産出ということではなく、幅ある字句を入れたほうが、どこかで入れたほうは良いのかなという感じがしますが、その点どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、次長。

○教育次長（金子幸保次長）今、野議員さんの方からお話ありましたとおりですね、沼田町以外のものも、展示用として展示している場合もございます。しかし、沼田町の化石館を設置するという事でございますので、ここでは文章的には沼田町というふうになってございますけども、その他も含めて展示するような形にはしていきたいと思っておりますので、字句の改正だけかと思っておりますけども、そのような形でひとつご理解願いたいというふうに思います。

○2番（野 道夫議員）条例というのはね、ある程度きちとうたってあったら、それに基づいてやって行かなければならないので、やはり何か……はい分かりました。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第４８号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第７、議案第４９号。沼田町高品質堆肥製造施設設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）議案第４９号。沼田町高品質堆肥製造施設設置条例について、沼田町高品質堆肥製造施設設置条例を別紙のとおり提出する。

平成１１年９月２０日提出。沼田町長名でございます。次頁をお開き戴きたいと思います。

（以下、沼田町高品質堆肥製造施設設置条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第４９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第８、議案第５０号。沼田町利雪技術開発センター設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）議案第５０号。沼田町利雪技術開発センター設置条例につ

いて、沼田町利雪技術開発センター設置条例を別紙のとおり提出する。

平成11年9月20日提出。沼田町長名でございます。次頁をお開き戴きたいと思います。

（以下、沼田町利雪技術開発センター設置条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）7番。雪の学校と通称言うのですが、色んな研究課題が出ているけど、それを研究するための例えば、色んな機械だとかそういうものは、入れなきゃならないのかなと思うのですけれども、ここにセンター長、研究員、その他必要な職員はいいますけど、研究員というのは一人やそのくらいで、そういう研究が出来るものなのかどうなのか、どういうふうにしてやっていくのか、ちょっとその辺り聞かせて下さい。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）まず、研究員の関係でございますけども、後ほど補正予算の中に人件費等の予算を計上しておりますので、その場面でまたご審議をいただければと思いますけども、1名、民間の方、これは北海道ガスからでございますけども、沼田町に執行ということで1名専属の研究員として配属する考えでございます。この者が中心となってそれぞれ、先程申し上げました各項目に渡って、雪に係わる研究を行っていただく。なお、ご質問のように一人でどの程度という疑問のご指摘ありましたけれども、これにつきましても従来米バラ、雪中米ですね。この辺の係わりもございまして、室工大、ある助教授の方でありますけれども、この方の協力や或はこの先生の周辺の関係者といいますか、いろいろ協力体制がございますので、そういう連携のもとに、調査研究をかさねていくという事で、学校の方の運営管理に当たりたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 9、議案第 51 号。沼田町在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）議案第 51 号。沼田町在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例について、沼田町在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 11 年 9 月 20 日提出。沼田町長名でございます。在宅介護支援センターの設置場所は、法律で定められておりまして、健康福祉総合センター又は特養、病院ということになっておりましたが、今回新しく健康福祉総合センターが出来ましたので、それに伴います住所の変更であります。宜しくお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 51 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 10、議案第 52 号。平成 11 年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長）議案第 52 号。平成 11 年度沼田町一般会計補正予算について、平成 11 年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成 11 年 9 月 20 日提出。沼田町長名でございます。別冊の、平成 11 年度の沼田町一般会計補正予算、第 2 号をお開き戴きたいと思います。

（以下、補正予算説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員）歳入の方で、12頁。教育債が生涯学習総合センター建設事業債としてあるんですけど、実際には基金は十分あるんですよ。余して別な基金に繰り入れているという中で、こういう事業債を借りるというのは、その方が特なんですか。例えば、利子の方が高くて、借りる方が安いとか、預けたら利子が高いとかそういう事があって、そういう事をしているのかどうかそれを聞きたい。

それからですね、17頁、利雪技術開発センター費なんですけれども、ここで研究員を入れる事になっているんですが、ここには賃金も出てこないし、職員費の補正が無いんですね、という事は、北ガスの方で全てあの人の賃金をもって、ただこっちへ派遣しているという事になるのかどうか、もしそうすると何か紐付きなような感じもするんですけども、そんなんで良いのかどうかちょっとお聞きしたい。

それからこの中で19節で、運営協議会交付金というのがありますが、この内容はどんな事になっているんですか。

15時53分 谷口議員退席

15時54分 谷口議員入席

それから、19頁、公園費の中で、百年記念植樹補植工事がやられていますけれども、私もたしか1万円で、植樹をさせられたと思うんですけども、どこにあるのか自分の木が中々探せないんですよ。やはりそれぞれ名札かけてありますけれども、図面があって、だれだれのはどこにあるというくらいの、そういう図面が作られているかどうかお聞かせ戴きたい。

それから、同じく19頁、消防費、防災費なんですけど、これはうちの道の方から、主な消防力の基準と現況というのを去年の4月なんですけど、前にも町長に質問しましたけれども、出てきています。それでですね、消防ポンプ自動車数だとか、救急自動車数なんていうのは結構、充足率が高いんです。ところが、消防職員数になると非常に充足率が低いんです。深川地区消防ではですね、基準が179なのに、この時点で113です。63.1%沼田のほうは、63.1%になっていないみたいですけどもね、消防ポンプ自動車は100%いっていないんですよ充足率、しかし85.7%だと、こういうのが充足率高いという事はですね、高くて職員の充足率が低いということは、これはその職員に対する過重な労働が、課せられているという事にもなるんじゃないかと思うんです。それで、消防の場合ですね、

救急車が出動がだいたいこれまで、これ調べた時点では162件です。今年。もう1週間以上も前だと思いますけどもね、もっと増えている筈です。2日に1ぺん位は出ているという事なんです。それで、夜間も宿直しなけりゃならない。そういう事などあって、中々勤務が大変なようであります。本来職員というのは、どこの企業でも有給休暇というのは1年過ぎれば何日と決められている訳です。最高20日までという事になります。そうすると、その人達が法律で決められた休日をちゃんと取る権利がある訳なんです。それを権利を行使して、十分仕事ができるだけの人員がなければならぬんです。そういう意味からいうと、この職員の充足率の低いというのは、やはり問題があるので確かにお金はかかるかもしれませんが、やはり充足しておく必要があるのではないか、特に今、非常に消防関係、私は土工夫やってみましたけど、土工夫でも資格、資格本当に資格が必要なんです。消防の人達も相当資格がありまして、そのために研修を1年くらいつまなきゃならないような事で、向こうに行っているような状況もあるんですね、そういう事から言うとこれは職員の充足というのは緊急になすべきではないかと思うのですけれども如何でしょうか。

それから、20頁。文化振興費、化石館の事なんですけど、これは裏に4頁にね概要説明書の最後に設計図が載っていますけど、私、化石の会員なものですから、あそこへ時々出入りしています。聞きましたら、何か物置を建ててほしいんですけども、職員住宅が空いているのでそこを利用してくれと言われているそうなんです。それはちょっと、冬の間、リヤカーで物を移動したりするとしたら、女の人は大変なんです。やはり、近くにちょっと物置を建設すべきではないかと、重い物ですから、運ぶ物や何かが、それではちょっと不便過ぎるのではないかなと思って、これは是非物置を設置してあげては如何なものかと思っています。これだけです。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長）私の方から歳入の関係について、ご説明させていただきます。歳出の関係のご質問あった関係で、それぞれ担当課の方から説明させていただきます。それで、歳入の関係であります。3,580万円の教育債の新しい、新目の関係につきまして、先程橋場議員さんも言われたように、これを借りる事によって、55%の交付税の跳ね返りがあるんです。それで、起債でそれを頂いて、その後新たな組換えをした方が有利という判断を致しまして、この起債を借りるようにしてございます。その他、支出の関係についてはそれぞれ担当の課長の方から説明申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）17頁の2点ほどご質問ありまして、まず運営協議会の10万円の交付金の関係でございますけれども、この科目の中で、8目の報償費講師謝金、以下のそれぞれ利雪技術開発センターに係わる費用をそれぞれ計上しておりますけれども、特にこの中で今、運営協議会なるものを構成をしてその発足を見たい、10名程度になろうかなと思いますけれども、そういった協議会を構成したいと考えております。この10数名の方がそれぞれ活動頂く、いろいろ考え方の中には、年の途中に近隣の施設を見学に行く、この時にたまたまバスを借上げるだとか、乗り合いで油代をととか、協議会自体で雪に係わるちょっとした先生、講師を招いて30分位、利雪、親雪にちょっと協議会のレベルでお話を頂くだとか、色んな場面があると思いますけれども、いずれもあえて分離した訳でありますけれども、これは協議会自体がどの程度そういった、他町の視察研修が必要になるのか、今年必要なのか、来年必要なのか、その辺も不確定な部分もございますのでとりあえずは協議会へ交付金として、10万円を交付致しました。その中で、決算をして剰余金については当然、一般会計に戻入とそういう中で施策をモットーとして運営協議会の運営に当たっていきたいと考えております。

それから、もう1点北ガスとの関係でありますけれども、不足でありましたら町長の方からもご答弁頂きたいと思っておりますけれども、北海道ガスはですね、ご存知のとおりガスの冷房、暖房という事で、会社がそれぞれ経営されて、運営されておまして、特にこことの係わりは室工大の媚山先生の紹介を頂きまして、先生の教え子に当たるそうでございます。特に、利雪に係る、この方は在学中、特に生徒の中でも研究をされまして、その方がたまたま北海道ガスに就職をされたと、そういうきっかけから、先生のご紹介からこの職員を沼田にと、こういう中で話を取り進めて参りました。特に、懸念をされる北ガスとの取り合いといいますか、その辺の調整、今後の紛争、トラブルそういった事も十分、懸念をした訳でございまして、そのへんは先方の人事の担当総務部長さんですね、念入りに打ち合わせをさせてもらいましたし、その上、協定書なるもので、この出向される身分、それに係わる全てを協定書に、いわゆる覚書の中で、交わさしてもらっております。そんな事から、心配されるものは無いのかなと、しかし、予想されないそういったものが今後の中で、そういうものが発生すれば、事前に予知をしながら、そういう問題に発展しないように十分な対処をすべきだと。先方も、大きな会社でございまして、そういう中で会社で信用するのはあれでありますけれども、いずれも協定書なるもので確約されておりますので、心配はないと、そのような認識をもってございます。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）防災体制の関係でございますけれども、この関係につきましては既に6月の定例会におきまして、橋場議員さんからも防災体制の整備充実という事でご質問がありまして、その時に町長からお答したと思っておりますけど、基準等につきましては、橋場議員さんのおっしゃるとおりでございますが、この事につきましても現在本町職員につきましては、13名体制ということでやってきております。これにつきましても、従来から検討した事でございますけれども、ここ数年、それ以前にはもっと低かったのをここ数年で4人の増員をやってきております。そんな事で、今後町民の大切な生命、財産を守る業務という事で、今後その14名体制を先に見ながら、4名を人件費というか、職員1名を増やせば、予算という事もございますので将来に向けてそういう事で、検討していきたいと考えております。

○議長（吉田好宏議長）教育次長。

○教育次長（金子幸保次長）今、橋場議員さんからお話あった質問なんですが、教育委員会と致しまして、今回町長部局と協議するにあたり、化石館を設置するのに一番便利な策としては、物置もという事で要望した訳でございます。一応業者から見積を頂いて、金額は800万程になっていたんですよ、それで今回化石館という事で520万程の補正をお願いした訳ですけども、町長部局との協議の中で、財政的にも厳しい折なので、物置については使わない職員住宅があればそちらの方を使ってはどうかというお話でした。それで、一番近くにあればレプリカ工房としても一番都合が良いんですけども、保管する中身につきましては以前作成したレプリカの型枠、これは給食センターの横の、展示室の下に保存してございますけれども、当面使うという事がないという事なので、そういう使わない物についてはちょっと遠く離れていても仕方がないのではという事で、今回の関係では物置については、遠慮させて頂いたという事でございますので、ご理解お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）4項の都市計画費の、公園費の百年記念樹の補植の関係で、図面を調べましたら、管理会社とはたる館の方に保管してありまして、今年はたる館が盛況、お客さんがたくさんみえまして、植えられて方も来ているんじゃないかという事で、現地を調べましたら、雪害と病害虫で、大分樹木が被害を受けておりまして、名札も無くなっておりまして、その図面をもとに一応、すぐ補植という訳にいきませんので、当面来年に向かいまして、来年は植わってますよという事で、立て看板を立てさせて頂きま

して、そして今回、補正さして頂いて、来春にはみえられた時には名札と木も復元している状態にしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（橋場 守議員） 一再— どうも利雪技術開発については、ちょっと何か疑問が残る感じですね、全面的に向こうが給料も全てもって、人だけよこすという事になると、そういう事、何か後々何か残ら〜〜〜ような疑問が起こります。それで、10名位の運営協議会なんですが、運営協議会の人達がどんな人が選ばれるのか、それと何を協議するのかそういう中身がちょっと分かったら教えて頂きたいと思います。

それから、消防の将来に向かってって14名にするのも将来に向かって検討するというのか、1名は増やすというのは6月議会で言ったんですよ。町長。来年から増えるのか、で、もっと多くするのを将来に渡って検討するのか、そこらへんもう一度。

○議長（吉田好宏議長） 農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長） ご指摘のように、給料の大半をですね、会社で負担をしながら、当町では一部でありますから、そういう調査研究データーを全て、大半お金を負担した北海道ガスの方に帰属すると、そうなった時には大変な事になる訳であります。これも、ざっくばらんに話をさせて頂きまして、当初は沼田町の職員になっていただければと、こういうもくろみもあった訳でありますけれど、北海道ガスとしては決してガスの冷房や暖房のみならず、いろんな分野に、それがそのガスの転換といいますか、エネルギーの転換といいますか、そういった結びつきじゃなくて直接その現在ガスに、会社の営業に係わる事以外でも、相当な広い分野で会社としては将来の前向きな見方として、いろんな分野に取り組んでいきたい。そういうお話も直接伺っておりますし、特に協定確約の中では、研究調査をしたデーター等、それらに係わるものについては沼田町に帰属するという協定を結んでおりますので、その辺は心配ないのかなと思います。

それからもう1点、協議会の役割であります、これも今現在企画立案中でありまして、本町の各団体の、公的団体の代表の方にと今、企画立案中でありまして、十名ほどになるのかなと、この協議会の役割・目的でありますけれども、いわゆる利雪技術に係わる研究にこれから取り組んでいく訳でありますけれども、いろんな係わりといいますか、例えば米の備蓄、これに立ち遅れないためにその取り組みの方向性、これは現場サイドでは中々広い視野に立って見れない訳でありますから、これは客観的に冷静に協議会のメンバーの方で、こういう方向に本年1年取り組んでいくべきだとか、いろんなその欠点なりそういうものを

指摘を頂きながら、充実・満足をした利雪研究に取り組んでいくための、そういう監視・管理・監督・指揮そういった一妻を含めた協議会、そんな事で想定しております。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）橋場議員さんの、将来に向かってか〜〜〜〜ですけども、予算ですとかいろんな面もございますので、私どもの方では今後は、職員の能力の向上の方をまず、たて〜〜ながら最終的に、これから増えるものがあるならば、そういうところに対応して行きたいという事でのご回答で、お願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）一再々ー 今のある人達をもっと能力を高めるという事で、それで濁らしちゃまずいんじゃないですか、やはり人命救助の問題かかわってますからね、1名増やすという事は、早急に必要みたいなんですよ。宿直がありますからね、だからその点は金かかるのは当たり前ですよ、町民の為に金かけるのは良いんだから、是非増やす事をやってほしいと思います。できるだけ大きい声で、都合悪い事も聞こえるように。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今の、北ガスとの関係につきましては、課長からお話ありましたように、今、通産なんかも非常に奨励しております、産・学・民と言うんですか、そういうような形体の中で、北ガスとしても非常に大事な人材なんです、今派遣されてる職員というのは、もろにそれを取られるという事事態も向こうとしても懸念があるという事で、課長から説明があったように、その成果については北ガスはいっさいタッチしませんという事ですから、そういう協定の元でやっております。将来的には、本人今の時点では北ガスに属してそのまま残るという意味を表示したものですからそういうふうになりましたけれども、こちらへ来て研究した結果、やっぱり私は、ここの職員になるというような意思がまた出れば、そういう優秀な大学院も出た方なものですから、そういう可能性もあるかなと思いますが、当面はそういうようなスタイルでいきたいと思います。

それと、運営協議会については今、課長からお話がありましたように、町全体としてそれに取り組んでいるという姿勢を見せなきゃならないという事で、商工会或は農協、それから私どもが入りこんでの運営協議会というように理解を頂きたいと思います。

消防の関係は、役場全体の事になるんですけども、私どもやはり今こういう厳しい財源の中で、職員の削減といいますか、穴が空いたから絶対補充していくんだという事は、今、町長部局の方もそういう事を出来るだけ避けようといっておりますし、今、介護保険が始ま

りますと、旭寿園あるいはデイサービス、そちらの方の職員の配置も町懇で言うておりますように、責任者の施設長は一人でもいいという考え方も、考えております。そういう中で、消防だけがそれじゃあ、人員体制が有利になるという事自体どうなのかな、全体を考えながら進めていきたい。それと、こんな事は言うて良いか分かりませんが、一時期14名にして町から出向かけた事もあったんですけども、その職員ではいませんよ、私達は13でやれますからというような消防の判断も～～～、そういうような、これは何回も念を押したんですよ、それじゃ13人でやれるのかと言うと、やれますと言う。そういうような、自分達の都合がいいだけの判断で、一方では極端に言いますと、議員さんのほうには、何人かの議員さんに消防をなんとかしてくれと要望がいつているようですけども、それはちょっと私どもとしては筋違いで、助役、総務課長。いや、橋場議員さんだけでなく、ちょっと筋が違っているのかなという気がするんですね、消防団とも予算でいろいろな話し合いをしてますし、そういう中で私どもは論議しながらやっている訳ですから、その時に、例えば消防団長からこの体制では絶対無理ですよと、14名にしてもらわなければ困るという要望があれば、また話し合いのあれはありますけども、消防団長は遠慮しているのかもしれませんが、今のところそういうようなあれはなくて、進んでおりますので、14名体制というのは望ましいというのは何年も前に出ておりますので、出来るだけ早い機会にそういう努力はさせていただきます。ご了承頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。2番。

○2番（野 道夫議員）歳出の中で、18頁の2番目の、防犯灯の新設工事なんですけども、15節ですけども、工事請負で80万円みておりますけども、先程の説明で10基で80万という事に、防犯灯の新設となっておりますけども、これ何か金額的に言ったら、あるものに付ける事での防犯灯なのかなという感じ、これ安いものですからそんな事で出来るのかなという感じと、それから次、20頁。沼田高等学校間口対策協議会の交付金なんですけども、予算書私、持って来ておりませんのでちょっと申し訳ないのですが、交付金の増額34万3千円。これ当初予算の時に、30万か40万か50万か見てたのだと思いますが、合計して交付金プラスされるとなれば位になるのかという事と、今までの対策協議会というのは、どのような協議会の中身をしてきたのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それと21頁の、災害復旧工事なんですけども、15節の工事請負費で、238万1千円。これは、補正額の財源内訳が、一般財源に書いてあるんですよ、災害復旧工事ですか

ら私は、国・道支出金の中に入るのかなという感じをしていたんですが、これは一般会計で出すといったら、町単費で工事をやられるのかなという事で、ちょっとこれもお聞きしたいと思います。

それと、補正予算の中にちょっと河川の中で、先程ポン川という事でお話をしておりました。19頁で、今年の8月の初めにだったかに、100何ミリの豪雨という事で、私も更新の方に行ってきたんですけども、更新の原さんの地先だと思いましたが、水田の上に水が乗りまして、おそらくあの時、砂利が乗ってましたから、水田1枚か2枚位は、皆無状態になったのかなという感じもして見てきたんですけども、更新地区の方、やはりポン川改修については、早期、下からの改修をお願いしたいとおそらく期成会を通して、要望があったかなという感じも致しますけども、やはりポン川の間とか、中間から上流について、かなり雨が降ると非常に心配をしておるという事ですから、出来ましたら町の方から、河川改修1年でも早い改修を要望したほうがよろしいかというふうに考えておりますけども、それら等もあわせてお伺いを致します。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）最初に、河川費の関係で更新地区の沼田ポン川、ポンポンニタシ別川の関係の事業促進という事で、ご質問がありましたけれども、7月末の被災後ですね、早速河川管理者の札幌土木現業所あてに、事業の大幅な事業費の上積みとそれから、重点的には木村地先と、辻地先、両方の河川、あいろになっている、橋梁名で言いますと、更新1号橋、それから睦橋の間を重点的にかいさくした上で、護岸を進めてほしいという事で要請中でありまして、事業費の上積みについては現在、今年度より上積みになるよう土木現業所の方でも努力して頂いております。

それから、14款の災害復旧費の中の道路橋梁災害復旧費の関係でございますが、これも7月末の被災後ですね、現地を調査致しまして、所管が建設省の公共土木施設さいがという事でございましたので、土木現業所の技術指導或は、事務指導を頂きまして、規模的にちょっとそういう災害の制度に乗らないというような判断に至りましたので、これを小規模な災害として町単独費でもって復旧致したいと思う次第でございます。

それから戻りまして、18頁の2目の街路灯費につきましては、町づくり懇談会を開催致しましたが、各地で要望がたくさん出まして、それで本来であれば市街地の道路改修に合わせて間引きされた物が希望されていたんですけども、それを待ちますと時間がかかりますので、緊急度合いを検討した結果、頭部ランプ、それから特製のポールと暫定的に地

域の防犯に支障のないように、配慮する見地から1基トータルで8万円程で出来る街灯を用意しまして、それを今回10基計上させて頂いた次第でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育次長。

○教育次長（金子幸保次長）野議員さんのお尋ねの件なんですけども、沼田高校の間口対策協議会の交付金、当初は23万7千円。今回、補正をお願いしている分は34万3千円ですから、計58万円ほどになります。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（久本博美教育長）協議会の方につきまして、私の方から御答弁します。今、次長の方が申しあげました中身につきましては、当初の協議会の運営が23万7千円ほどかかる形になってございまして、今回の補正につきましては生徒募集のパンフレット等を作りまして、各学校にお願いする中身をパンフレットにして回したいという事で、高等学校と協議致しまして、そういう中身を作りまして一部新聞折りこみとする町村もありますけども、他につきましては各学校に持ちこみまして、中学3年生に回してもらうという事で、学校の運営だとかそういう子供達が沼高に来てくださいという中身のパンフレットの印刷代を追加したと、昨年この事やっているんですけども、従来20万程の交付金もらってました中の、若干の余剰金ありまして昨年はそれを使ってやらさしてもらったと今回、底をつきましたものですから改めてそういう要請をしたという中身でございますのでご理解を頂きたいと思います。

それから、協議会につきましては、次長6月に変わっておりますので先の事は承知ありませんので、私の方からお答え致しますけれども、大きな問題が出たとき、沼田高校の間口の存続に関する大きな問題が出た時等の協議だとか、更にはその年の応募状況。それから、非常に問題点があつて少ないという時、どうしたら良いかというような中身等でもって、ご相談をする会で年に最低でも1回、多い時には2、3回、3回くらいやった経過はありますけど、まあ2回程度やらさして頂きまして、いずれに致しましても沼田高校の問題で協議をさせて頂いておると、これには町理事者、議会関係、それから教育関係の団体長、それから婦人部だとか商工青年部だとか、そういう方々を委員に委嘱致しまして、そういう方々のご意見を頂きながら、全町的な盛り上げるための協議をさせて頂いているという中身になってございますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。11番。

○11番（谷口清治議員）時間的に余り時間ございませんので、2、3点と思ひましたけ

ども、1点に絞って質問したいと思います。これは私勉強不足で良く分かりませんが、生涯学習総合センターの関係の中で、設計委託料3,720万ですか、この場合は本当の設計委託だけなのか、それが決定して工事着工、竣工までの管理委託料の入っているのかどうなのか、これをちょっとお知らせ願いたいんです。それで、質問をする意図とする所は、ここにあると思うんですけども、例えば、設計を委託するよという事の中で、過去を見ると大体、旭川のある業者がずっと継続して大きい工事は流れてきておりますけれども、これはどうしても、競争入札という事におそくなっているのかなと思うけれども、設計の場合は何か都合が悪い面もあるような形だけでも、これどうですか、今回の色々、当委員会でも委員長が報告致しましたけれども、今までの業者は何かこう経費が高くつくよと、円形が多いよと或は美観を主としたものが多いよという事の中で、これ議会でもかなり問題化されていると思うのですよね、今回の工事の関係ねどういう方式でやるのか例えば、コンペ方式で全道の業者から取るという方法もあると思うのですよね、それで町長はどんな考えでいるかそれをお知らせ願いたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）生涯学習センターの、設計委託料の中に設計管理委託料が含まれていないというようなご質問だったと思いますけれども、今回計上させて頂いた委託料は、工事に付する入札にかかる実施設計で、その設計が出来あがりまして、発注計画がはっきりして事業年度とか、そういう事が決まりました際にはですね、約工期が2年という事であれば、2年間の設計管理委託料を計上する必要があるかと思います。それから、その下にあの地質調査委託料も計上させて頂いておりますが、これは建設予定地の、（それはいいわ：谷口議員）はい、そんな事で。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）後段の谷口議員さんのご質問の、設計に関する業者の関係でございますけれども、これは当初基本設計に入る段階で、当初札幌方面或は道でも推奨されていましたが、プロポーザル方式と言う方式でこの業者を選定している所でございます、プロポーザル方式と言いますのは、自由にこちらから選定をした業者が、参加意思があるかないか、確認を致しまして自由に自分のアイディアを出して頂く、沼田町にはこういう建物がふさわしいとかですね、そういう方式でプロポーザル方式と言いますが、そのプロポーザル方式というのは、その会社が持っている職員或は技術者のですね発想を広く知らしめると言いますか、そういうような人材発掘みたいなのところもございます、

プロポーザル方式でこの今の、生涯学習センターの基本設計に入った業者が選ばれたという形になってございますから、この段階で基本構想もこの段階で立てて頂きまして、実施設計もおのずからそういう形で、順次行くというような方式になってございますので、これを今変えて例えば、新たに入札方式でやるという事が可能かどうかというのはちょっと、疑問視をしている所でございます。

○議長（吉田好宏議長） 11 番。

○11 番（谷口清治議員） 一再ー 何か中身が良く理解出来ないんだけど、その事によって、経費が高くなるのかい。どうなの。やはりね、今、課長が言われた方式、カタカナの名前ちょっと分かりませんが、私としては、コンペ方式という表現をとっておりますけども、その事によっては原価がひどい高くなるよという事にはならないんでしょう。逆にね、やはり全道から、そういうこっちの希望を申し上げて、より良い使いやすい、そして将来経費のかからない良いものをほしいよという事の中で、やっぱり全道的に、全道といえかなり技術屋がいるんだから、きっと良いアイデアが出てくると思うんですよ。その事で僕、質問しているので、原価が高くなるのか、ならないのか、それは過去にやったんでしょう、ずっと中原建設がずっと続いてきた訳ではないんでしょう。だから、過去にやったやつを継続して、今継続になってやっている事だと思うのだから、ここで新規に大幅な、見直しをするという事なら、やはり全道から募集してやったら良いのではないかという意見なんだけど。それを、やる気があるか、ないかという話なのでそのお答えを願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 今、課長の方から説明ありましたように、当初その生涯学習センターをプロポーザル方式で既に基本設計が一旦出来あがっている状況なんですね、ですからそれを又改めて、全道からコンペ方式でやるとなると、これは大変な問題になると思うのです。ですから、私どもとしてやれる範囲というのは競争の指名入札ぐらいしか出来ないと思うのです。それは十分今後、この実施設計を発注する段階で検討させていただきますけども、コンペ方式はおそらく、そういう道義をはずれたようなやり方というのは無理だと思いますので、それはご容赦を頂きたいと思います。

（谷口議員：「質問の中で、それをやる事によって、原価が高くなるのという答えが変わってこないのだけ。」） あ、ちょっと休憩を頂いてよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長） 休憩。

16時34分 休憩

16時40分 再開

○議長（吉田好宏議長）再開します。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）先ほど、消防問題で町長から答弁ありましたけれども、一般職と消防との人員とを同じ、同等に見てたらうまくないんですよ。それから、出向した時にはいないと言われたといいますけれども、私見てても、あの人来るんだったらいないという人、悪いけれどもいますよ。消防職員の人達もそれをみて、ちょっと来てもらったって重荷になるんでないか、お荷物になるような人を出向させてもらったって、いれはいないと言うのが当たり前なんです。いつの人か分からないけども。だからそこはやはり、何でも良いという訳ではなくて、きちっとそこで役立つ人をやってくれば、これは消防の人歓迎する筈なんです。だから、歓迎しなかったというのは、その配置の仕方が悪かったと私は判断します。ですから、これは早急に一人今、東京に行ったりなんかしてしょっちゅう技術を身に付けなければならないし、知識を見に付けなければならないような、状況でありますから、やはり町民の命を守っていかなきゃならないという職場と、もう少し能率を上げれば、書類～～出来るような所とは違うので、この点はしっかり考えて頂いて、早急に善処して頂きたい事を、意見を申し上げまして、賛成致します。

○議長（吉田好宏議長）以上で、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第52号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。
10分間休憩を致します。

16時43分 休憩

16時53分 再開

（篠田収入役、岩寺監査委員、小西農業委員会会長、松田健康福祉課長 不在）

○議長（吉田好宏議長）再開致します。日程第11、議案第53号。平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）議案第５３号。平成１１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、平成１１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１１年９月２０日提出。沼田町長名でございます。別冊をご覧頂きたいと思います。

（以下、別冊の平成１１年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算、第２号説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。８番。

（１７時０４分 谷口議員退室）

○８番（大沼恒雄議員）１０頁の、出産育児一時金の一般財源が１５０万円歳出の方で、歳入の方はどこで見たらいいんですか。一般会計の繰り入れが１００万しか出ていないような感じなんだけども。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）出産育児金分につきましては、３０万円一人当たり出しておりますが、一般会計から基準内繰り入れとして、繰り入れて頂く分が２０万円その他につきましては、国保の事業費としての会計の方から出てございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第５３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、議案第５４号。平成１１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）議案第５４号。平成１１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、平成１１年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年9月20日提出。沼田町長名でございます。別冊の平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算、第2号をご覧頂きたいと思います。（以下、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第54号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第13、同意第3号。教育委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第3号。教育委員会委員の任命についてでございますけども、現委員であります長沢保氏の任期満了、11年の9月30日でございますが、満了に伴います関係で下記の者を教育委員会の委員に任命したい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めます。住所につきましては、沼田町北1条5丁目2番3号、氏名につきましては奥山茂男氏、生年月日につきましては昭和21年4月29日生まれ、現在53才でございます。略歴につきましては、下の方に記載してございます。昭和45年の3月に北海道教育大学旭川分校を卒業されまして……、よろしゅうございますか。平成11年9月20日提出。沼田町長でございます。よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第55号。公平委員の選任の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第55号。公平委員会委員の選任についてでございますけども、工藤繁勝氏の任期満了に伴います選任でございます。下記の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求めます。住所は、沼田町字高穂72番地、氏名は工藤繁勝氏、生年月日は昭和9年2月5日生まれ、現在公平委員会の委員長として活躍をされておりますし、もう1度再任をさせて頂きたいという提案でございます。平成11年9月20日提出。沼田町長でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意する事に決しました。休憩を致します。

17時08分 休憩

17時09分 再開

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再開を致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、発議等6件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第１５、発議第１号、沼田高校間口対策特別委員会の設置について。日程第１６、請願第３号、新たな水田営農基本政策の確立等に関する請願について。日程第１７、請願第４号、新たな畑作基本政策の確立並びに平成１１年産畑作物価格決定に関する請願について。日程第１８、請願第５号、農業経営再建対策の推進等に関する請願について。日程第１９、陳情第２号、義務教育国庫負担法一部適用除外に関する陳情について。日程第２０、陳情第３号、子ども一人ひとりを大切にする教育をめざし３０人以下学級の早期実現を求める陳情について。以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１５、発議第１号、沼田高校間口対策特別委員会の設置についてを議題と致します。この際、本案の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。発議第１号は、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、決議は可決する事に決まりました。お諮り致します。ただいま、設置されました沼田高校間口対策特別委員会、委員の選任については委員会条例第７条第１項の規定により、議長が指名致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員は議長が指名することに決しました。お諮りいたします。本特別委員会の委員に、１番久保議員、１０番山木議員、５番中村議員、６番山田議員、１４番杉本議員を指名致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は以上の通り、選任することに決しました。

(請願の審査)

○議長（吉田好宏議長） 日程第１６、請願第３号、新たな水田営農基本政策の確立等に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、請願第３号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。請願第３号は、採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第１７、請願第４号、新たな畑作基本政策の確立並びに平成１１年産畑作者価格決定に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、請願第４号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。請願第４号は、採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって請願は、採択すべきものと決しま

した。

○議長（吉田好宏議長）日程第１８、請願第５号、農業経営再建対策の推進等に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第５号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。請願第５号は、採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１９、陳情第２号、義務教育国庫負担法一部適用除外に関する陳情を議題と致します。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第２号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第２号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、陳情第3号、子ども一人ひとりを大切にする教育をめざし30人以下学級の早期実現を求める陳情を議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第3号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。休憩を致します。

16時16分 休憩

16時19分 再開

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、決議案等12件について、追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第21、決議案第2号、北海道教育大学岩見沢校の統合に反対する決議案について。日程第22、決議案第3号、石炭対策及び産炭地域振興の関する決議案について。日程第23号、意見案第7号、道路特

定財源等に関する意見書案について。日程第 24、意見案第 8 号、「介護保険制度」の改善等を求める意見書案について。日程第 25、意見案第 9 号、新たな水田営農基本政策の確立等に関する要望意見書案について。日程第 26、意見案第 10 号、新たな畑作基本政策の確立並びに平成 11 年産畑作者価格決定に関する要望意見書案について。日程第 27、意見案第 11 号、農業経営再建対策の推進等に関する要望意見書案について。日程第 28、意見案第 12 号、保育施策の拡充を求める意見書案について、日程第 29、意見案第 13 号、義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費の適用除外に関する要望意見書案について。日程第 30、意見書案第 14 号、子ども一人ひとりを大切にする教育をめざし 30 人以下学級の早期実現を求める意見書案について。日程第 31、閉会中の継続調査の申し出について。総務民教常任委員会、産業建設常任委員会。日程第 32、閉会中の継続調査の申し出について、沼田高校間口対策特別委員会。以上、日程に追加することに決しました。

(決議案の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第 21、決議案第 2 号、北海道教育大学岩見沢校の統合に反対する決議案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決議し、決議文を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおりの決議文を関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 22、決議案第 3 号、石炭対策及び産炭地域振興に関する決議案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略すること

に決しました。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決議し、決議文を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおりの決議文を関係機関に提出することに決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題について、お諮りします。この際、意見案第7号から第14号までを一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見書案第7号から第14号までは一括して議題とすることに決しました。日程第23号、意見案第7号、道路特定財源等に関する意見書案について。日程第24、意見案第8号、「介護保険制度」の改善等を求める意見書案について。日程第25、意見案第9号、新たな水田営農基本政策の確立等に関する要望意見書案について。日程第26、意見案第10号、新たな畑作基本政策の確立並びに平成11年産畑作物価格決定に関する要望意見書案について。日程第27、意見案第11号、農業経営再建対策の推進等に関する要望意見書案について。日程第28、意見案第12号、保育施策の拡充を求める意見書案について、日程第29、意見案第13号、義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費の適用除外に関する要望意見書案について。日程第30、意見書案第14号、子ども一人ひとりを大切に教育をめざし30人以下学級の早期実現を求める意見書案について。を一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員）意見案第7号なんですが、提出者の方にちょっとお伺いしますが、受益者負担、原因者負担の基本理念に基づく道路特定財源制度を堅持するという事は、これは料金制度をそのままにしておけという事なんですか、それから、原因者負担の原因者とは何かという事をちょっと教えてほしい。誰を指しているのか。

○議長（吉田好宏議長）はい。休憩します。

17時31分 休憩

17時32分 再開

○議長（吉田好宏議長）再開致します。意見ありますか、はい7番。

○7番（橋場 守議員）この7号についてはですね、高規格道路を基本にしてと言っているんですね。私は高規格道路にはどうも疑問を持っているんです。実は、あれだけの設備、金をかけるんでしたら、現在ある道路を拡幅して、4車線なりにする方が、金が地元の業者に、金が落ちるんですよ。そういう事からいって、実際には無駄なようにするに赤字に、おそらく見とおしが赤字にあると思うのです。そういう赤字になるという事は、実際にはそれはある程度無駄な物だという事になるんです。ですから、私はそのところを中止にするという事ではとても賛成はできないので、意見だけ述べておきます。あとは、一括やっています。

○議長（吉田好宏議長）それでは、説明、質疑、討論は省略することに決しました。意見案第7号から、第14号までを一括して採決致します。お諮りいたします。本8案は、原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本8案は、原案どおりの関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第31、閉会中の継続調査の申し出書を議題と致します。本件は、各常任委員長から配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出であります。お諮り致します。本件は、申し出のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第32、閉会中の継続調査の申し出書を議題と致します。本件は、沼田高校間口対策特別委員会委員長から配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出であります。お諮り致します。本件は、申し出のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉尾政春議長）以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

これにて、平成１１年第３回沼田町議会定例会を閉会致します。

大変、ご苦労さまでした。

１７時３２分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員